

令和元年度 第5回江津市農業委員会総会

日時：令和元年8月20日(火) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定の承認について

第3 議案 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第4号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第7 その他

○ 出席農業委員（10名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 4 番和田幸子 5 番二本木俊二
6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋 9 番深野政勝
10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（10名）

崎谷靖徳、佐々木康規、佐々木要、河村博幸、流理森
湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第5回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いたします。

会長 おはようございます。皆さんお集まり頂きましたので、少し早いですけれど第5回の農業委員会を始めたいと思います。私共、盆明けから稲刈りを始めて

いるのですが、これから例年のように稲刈りや田んぼの時期になるかと思えます。皆さんも稲刈りを控えながら大変ご苦労なことだと思います。また、そういった中で毎年のように、農地利用状況調査をお願いしているところがございます。まだまだ暑い日が続きますので、気を付けて調査をして頂きたいと思えます。更に今日は総会、明日は農業委員と農地利用最適化推進委員の研修会が松江の方で行われます。事務局に聞きましたら、15人の参加があるということです。研修を受けて頂きまして今後活かして頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より、令和元年度、第5回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、藤井委員と井上推進委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。なお、出席委員は過半数以上ありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思えますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、8番 田代委員、9番 深野委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

別段面積設定の承認

◀ 黒松町 ▶

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定の承認についてです。議案書は2ページをご覧ください。位置図は1ページをご覧ください。農地法第3条①の所です。写真も付いていますので、そちらもご覧ください。これは、江津市空き家バンク制度に登録された、空き家に付属した農地の指定です。指定を受けようとする土地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。同じく●●●●、

登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。合計●●●㎡です。所有者は長●●●●さん、住所は●●●●の方です。空き家の所在地は●●●●で、これは●●●●に登録されています。農地等の所有状況は畑が●●●㎡です。

写真を見て頂くと草が少し生えていますが、先般、調査に行きましたら草は全部刈ってありまして、綺麗な状態になっていました。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定については、承認されました。

農地法 第3条

《 黒松町 》

会 長 　日程第3、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　先程、承認されましたので、第3条の規定による許可申請ということになります。議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の1ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。合計で畑が4筆、●●●㎡です。権利は3条の有償移転になります。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、江津市空き家バンク制度に登録し、空き家に付属した農地指定を受けて譲渡するということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、江津市空き家バンク制度実施要綱の各条項を遵守し、併せて周辺農地等の利用に考慮し譲り受けるということです。受入世帯の稼働人員は1人中1人です。申請人は内田行政書士さんで、対価は10a当り●●千円です。担当

委員は柳原委員です。以上です。

会 長 それでは、柳原委員から調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。真ん中に走っているのが、9 号線です。

●●●の点滅信号の所から左折して約 20m 進んだ所に家がありまして、この家は●●●●さんの家です。その周りに農地が点在しておりまして、9 号線を挟んだ所にも 1 ヶ所ございます。調査した所、本人さんとは会うことが出来なかったもので、お父さんとお会いしまして調査いたしました。この周りの畑は草が綺麗に刈ってありました。あとは一つ、もう少し刈れば終わるということでした。特に問題は無いかと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 先程、聞けば良かったのですが、空き家が●●●●にあるということですが、それは位置図のどこですか。

事務局長 家は、位置図の●●●●さんと書いてある所ですが、●●●●に空き家バンクに登録されていますので、現在はもう空き家になっています。

会 長 他にご質問等はありませんか。

●番委員 農地を譲り受ける●●●●さんがこの空き家を買われるということですか。

事務局長 土地と建物を買われるということ。空き家と一緒に購入するということ。です。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

◀ 波子町 ▶

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。場所は位置図の 2 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。合計で田が 2 筆で●●●㎡、畑が 3 筆で●●●●㎡、併せて●●●●㎡です。権利は 3 条の有償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、遠隔地であり耕作できないので譲渡するということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、農業を譲り受けて花卉を栽培したいということです。受入世帯の稼働人員は 1 人中 1 人です。申請人は村尾行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●千円です。担当委員は大村委員です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 位置図の 2 ページをご覧ください。左側に山陰本線が通っておりまして、この山陰本線が大正 10 年に計画されまして、それと非農地証明の家との関係がありますので説明をさせていただきます。下に通っている道は農免道で、波子の町に続く道です。その側に申請地がございます。今は●●●●さんと●●●●さんという方が新しい夫婦なのですが、その人達が花を作ったりブドウを植えたり、ミツバチで蜂蜜を作ったりしております。周りも自分の土地だったりするので、特に問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 申請地は波子駅の裏側になるのですか。

6 番委員 そうです。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の

2については、可決されました。

《 桜江町大貫 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。権利は3条の有償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、高齢により耕作出来ないので農業を縮小したいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、申請地は譲受人が耕作している農地の近隣地にあり、譲渡人から申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は1人中1人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10a当り●●●千円です。担当委員は山田委員です。以上です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いします。

2番委員 位置図の3ページをご覧ください。この場所は、上大貫地区で邑智西部区域特別中山間地域です。この辺りは●●●●という地区で、建物で言いますと●●●●がありまして、その下に通っている道路が国道261号線になります。左側が江津方面で右側が川本方面になります。そして、その下に申請地がございます。更にその下は堤防になっていまして、位置図にはありませんがその下に江の川が流れています。右側には●●●●がありまして、その所は江の川で言えば川下になるのですが、申請された所から300m位の所にあります。その●●●●がありますけれど、位置図には載っていないので、分かりにくいかと思いますが、●●●●から600m位の位置に●●●●があります。申請地へ行くには入り口が2箇所ありまして、●●●●の所から申請地へ入る道がありますが、現在は使用されておきませんので、右側の道を下って行くようになります。ここを下る入り口までが、●●●●から約600mあるかと思いますが、下りて頂いて申請地までが約80mの所にあたります。今後、耕作される方については、現在もかなり耕作されていますので、特に心配は無いかと思いますが、ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 都治町 》

会 長 　次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員は欠席でありますので、今日は私が代わって調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。合計で畑が 7 筆、●●●●㎡です。権利は 3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は和●●●●家を継承しているが帰着し営農することが困難であるので、親戚である亡父の妹の叔母に譲渡したいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人である甥の願望に応えることとし、経営面積の拡張のため取得するということです。受入世帯の稼働人員は 2 人中 2 人です。申請人は内田行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は藤井委員です。以上です。

会 長 　それでは、私から調査結果の報告をいたします。冒頭でご案内のとおり本日は、藤井委員が所用で欠席でありますので、事前に連絡を頂きまして 17 日に譲受人の藤井さんと藤井農業委員と私の 3 人で、現地を確認し意見を伺いまし

た。位置図は 4 ページをご覧ください。上の方向には、国道 9 号線の尾浜交差点と江津東小学校が近くにありまして、山陰本線のガードがありますけれども、この尾浜交差点にかかる道路がございます。そこから進んで行きますと、JA しまね江東事業所や都治地域コミュニティセンター、合歓の郷がある所です。500m から 600m くらいあるかなと思いましたが。現在、譲渡人は●●●●にお住まいで、譲受人の●●●●さんとは甥と叔母の関係になるということです。現在、●●●●さんは 60 歳位だそうですが、JA しまね●●●●の近くに実家がありまして、ここは空き家になっています。将来、地元に戻ってくる意思が無いことから、叔母にあたる●●●●さんに無償で譲渡したいということでした。申請地の場所は、下の方から見ますと●●●●から●●●●ですが、県道川平停車場線を川平方面に下って都治橋を渡りまして、すぐ右折するとありました。ここについては、大きな杉が植えてありました。数年前から植えてありまして現在に至るということです。そして、上にあります●●●●ですが、JA しまね●●●●の斜め前にありまして、栗と胡瓜が植えてありました。●●●●は JA しまね●●●●の上の方にありまして、●●●●の畑とその下に家がありますが、ここが●●●●さんの実家になるということで空き家になっています。この畑には栗が植えてありました。それから●●●●番ですが、●●●●というお寺がありまして、その向かいに●●●●さんという家がありますが、そちらは今回の譲受人の●●●●さんのお宅です。●●●●の上に山がありまして、その山を上がっていくと畑があるのですが、こちらは西条柿が植えてありました。いずれにしても、杉林を除いてはどの場所も草もほとんど伸びておらず、年に 1 回から 2 回は人を雇って、現在も草刈り等で管理をされておられました。これからも、草刈り等で管理を続けていくと言っておられました。譲受人の●●●●さんはお年寄りですが、娘さんと 2 人で住んでいて、これからも管理はしていられるそうですので、今回の申請は特に問題無いかと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページをご覧ください。場所は位置図の 5 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受けて個人住宅を建築したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 5 ページをご覧ください。左側から右下に向かって道路が走っていますが、県道皆井田江津線です。左の方向には 9 号線がありまして、都野津西交差点がございます。都野津西交差点から約 500m の所に点滅信号があります。ここを左折しまして、真っ直ぐ進みますと江津高校にあたりますが、約 200 m の所を右折して 50m 程進みますと申請地がございます。現地は、●●●●さんという方が隣に家を建てて住んでおりまして、北側は道路が走っておりまして、南側に●●●●さんが隣接しております。西側は野菜が植えてありましたが、その敷地との境界にはブロックが 2 段に積んでありまして、ハッキリと境界をしてありました。この区域は赤羽土地区画整備事業が行われた土地で、だんだん宅地化が進んでいる場所です。特別、周りに悪い影響を与えることは無いと考えられますので、ご審議の程よろしくをお願いします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は6ページをご覧ください。場所は位置図の6ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を取得して個人住宅を建築したいということです。申請人は井上行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は原田委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 位置図の6ページをご覧ください。右上から左下に斜めに走っているのが、国道9号線になります。上の方は嘉久志町方面で下は都野津方面です。嘉久志町方面から進みますと、●●●●を右折しまして、2つ目の四つ角を左折します。約100m弱進んで行きますと申請地がございます。西隣は農地になっていまして野菜等の耕作はありませんが、果樹が2本生えていまして、あとは4本くらい枯れかけているものが生えている状態で、年に数回は草刈りをしているような農地が西側にありました。東側は住宅が建っております。申請地も、年に数回は草刈りをしているような状態ではありました。この辺りは、宅地とする為の区画整理をした地区でありますので、大きな問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

非農地証明

《 波子町 》

会 長 次に日程第5、議案第4号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員と佐々木康規推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は7ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。先程の農地法第3条②の申請がありました所の隣接地であります。農地の所在は●●●●、登記簿が畑で現況は宅地、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地●●●●は大正10年月日不詳より宅地となっている。●●●●は木が生え原野となっているということです。申請人は村尾行政書士さんで、担当委員は大村委員と佐々木康規推進委員です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から報告をお願いします。

6番委員 位置図の2ページをご覧ください。左側に●●●●がありますが、住宅になっています。この住宅は明治25年頃に、今の山陰本線の線路がありますが、その下の方に建ってしまっていて、山陰本線が出来る為に移設をされたそうです。そして宅地として使っておられました。それから●●●●ですが、大木が生えていまして、とても畑に戻せるような場所ではありませんでした。以上です。

会 長 それでは、佐々木康規推進委員から報告をお願いします。

佐々木康規推進委員 昨日、大村委員と2人で確認させて頂きました。丁度、●●●●さんもおられましたので、3人で現地調査をいたしました。先程、説明のありましたように、随分昔の大正時代にこの家を建てたということですので、問題は無いかと思えます。それから、もう1筆の農地につきましても、写真を見る

と分かるように、かなり木が生い茂っておりまして、とても農地としては見受けられないという感じでした。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 　黒松町の申請では家を買われるようですが、この申請では家は買われないのですか。

事務局長 　家も買われるようです。

●番委員 　ここを非農地証明にしてから、宅地に登記を変えられるのですか。

事務局長 　そうです。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 渡津町 》

会 長 　次に、議案第 4 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 7 ページをご覧ください。場所は位置図の 7 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が田で現況は原野、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●㎡です。田が 1 筆で●●●●㎡、畑が 4 筆で●●●●㎡、合計 5 筆で●●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和 50 年月日不詳より耕作しておらず、原野となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は

佐々木英夫委員と野村推進委員です。以上です。

会 長 それでは、私から報告をいたします。位置図は 7 ページをご覧ください。写真は②をご覧ください。場所ですが、左上に江津バイパス東口がありますが、そこから 9 号線を進むと下の方に渡津町の交差点があります。山陰本線の渡津陸橋をくぐりまして、すぐ左折し大元橋を通りますと明智谷団地があります。団地の右端に明智谷集会所がございますが、ここで 17 日に野村推進委員と合流をしまして、現地の確認をいたしました。現地までは江津バイパスから 1 km あるかないかという所です。写真を見て頂くと、右に明智谷の団地がありまして、茶色い畑が見えていますが、これは今年完成した道路です。そして、その先の白い部分は江の川トンネルです。このような場所になっています。申請人の宮崎機恵子さんは、先月 7 月の総会で 5 条の所有権移転をされた方で、渡津町の整肢学園下の進入用道路の申請をされた同一の方です。今回この現地を見ますと、明智谷集会所から 400m から 500m くらいになると思いますが、裏が竹林あるいは山林というふうになっていて、この写真のようになっています。野村推進委員と明智谷集会所から歩いて現地を確認しましたが、残念ながらこの場所がこの地番だという確認は出来ておりません。いずれにしても、現地は竹林や山林ということで、場所が特定出来るような所ではありませんでした。こういった地番の場所があるのだろうということで、確認をしました。溜め池も確認しましたし、位置図の非農地証明②と書いてある上の方は、智翠館高校の野球グラウンドやテニスコートといった施設があるような場所ですし、先程も言いましたように右側には新しい道路が出来ています。それから、集会所からこの現場に行く道路は、たぶん新しい道路を作ったのも併せて、舗装まではしていませんが新しいというふうに感じました。いずれにしましても、このように森林の様相を呈しているということから、復元は難しいということと、この土地の周辺の状況から見まして、非農地として受け入れる他無いかと思いましたが、私の方からは以上です。

会 長 それでは、野村推進委員から報告をお願いします。

野村推進委員 17 日に佐々木会長と現地確認をいたしました。会長から説明のありましたように、この地域は明智谷という地域で、昔からの家というのは少ないのですが、大体昭和 40 年頃から家が建っているような場所です。地元の方の話

ではそのような話でした。あまり、古いことについてはよく分からないという方が多かったです。この道の進入路ですが、この先をずっと上がって行きますと、砂防ダムがあります。写真にも載っていますが、工事でこの道路を整備したのではないかなと思いました。ただ、土曜日に行った時には道の両側が倒木に覆われておりまして、とても一人では怖くて歩けないような所です。会長と2人でしたので何とか行けましたが、猪等が出てきそうな雰囲気でした。そのようなことで地番の確認は出来ませんでした。この辺りだろうということで確認をいたしました。ほとんど、竹が密集しておりまして原野化しております。会長も言われましたように、農地として利用するのは難しいと判断いたしました。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに決しました。

《 松川町太田 》

会 長 　次に、議案第4号「非農地証明の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員と流推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案書は8ページをご覧ください。場所は位置図の8ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和49年月日不詳より耕作しておらず、山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は二本木委員と流推進委員です。以上です。

会 長 　それでは、二本木委員から報告をお願いいたします。

5 番委員 この申請につきましては、以前から会長からも説明のありましたように、●●●●の開発協議の関係でございます。位置図は 8 ページをご覧ください。位置図を縦に見て頂きますと分かると思いますが、左下の方は、バイパスから 261 号線方向に入っていくと、この道に繋がってきます。そこから右上の方へ進むと桜江町方面になります。下のカーブの所に●●●●の採石場があります。そこから少し進みますと、●●●●採石場、更に進みますと●●●●採石場という所がありまして、その間の上の方に位置します。写真につきましても非農地③の写真ですが、ご覧のような現状でして、ここにつきましては現状が岩山や山林ということで度々申請が出ておりますが、現地に行けるような道も無い状況でございます。この●●●●について本藤行政書士さんと話をさせて頂きましたが、今回は松川分ということで、あとの松川分については 2、3 人の所有者がおられるということでした。いずれこの辺も、また非農地証明を提出する話をしておられました。併せて、ここは相続という問題もありますので、そういったことについても、県の方から早く処理をして開発協議をとということで、名義変更というものを早く出してというふうに言われているそうですが、その辺りを進めていかないと出来ないという状況でございます。写真を見て頂いても分かりますように、農地としてもほとんど存在していないですし、その場所にも行けないという状況でございますので、非農地として問題無いと思っております。以上です。

会 長 それでは、流推進委員から報告をお願いします。

流推進委員 二本木委員が詳しく説明をされましたので、これ以上はございませんが、農地としての復旧は考えられない状態です。そのように感じました。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 3 については、証明することに決しました。

会 長 次に日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利
用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを
ご覧頂きたいと思います。まず、1 ページをご覧下さい。今回は●●地区で、●●
●●で再設定が 1 件、●●●●が再設定で 1 件、●●●●が新規で 4 件です。
合計で、新規が●●●●㎡、再設定が●●●●㎡となっております。次に 2 ペ
ージをご覧下さい。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●
●●㎡、再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方
です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用
目的は畑で、期間は●●●●、10a 当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借
で農地中間管理事業となっております。続きまして、●●●●、登記簿現況とも
に畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が
●●●●㎡、新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●
の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。
利用目的は畑で、期間は●●●●、10a 当りの賃借料は●●●●円です。賃
貸借で農地中間管理事業となっております。続きまして、●●●●、登記簿現況
ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積
が●●●●㎡です。合計で●●●●㎡、新規です。権利の設定をする者が●●●
●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人し
まね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a 当りの賃借
料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっております。次に 3 ペ
ージをご覧下さい。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、再設定
です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権
の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、
期間は●●●●、10a 当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管
理事業となっております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、
江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい
て、何かご質問等はありませんか。

●番委員 10a当りの賃借料が●●●●円になっている人が1人いますが、●●●●円と●●●●円の違いはどうしてなのでしょう。

植本推進員 失礼いたします。公社の植本です。賃借料については、直接公社の方が仲立ちをして立ち会うのですが、あくまでも当事者同士で決めて頂くということになります。

会 長 他にご質問等はありませんか。

●番委員 以前もお聞きしたかもしれませんが、賃貸期間が●●年4ヶ月と端数が出るのは何故ですか。●●年ではないのですか。

植本推進員 おっしゃる通り契約期間が●●年というのが本来なのですが、事務手続き上ですが、照会が掛かった翌月に利用権というものが動いてきます。そこから開始となります。それから、契約の事務手続き完了まで時間が掛かりますので、その為どうしても端数が出てしまいます。逆に●●年と言っても契約の最終期日というものが、事務手続き上12月と3月という事で決まっております。早く結んでいけば3月、例えば6月過ぎることもありますので、ただ事務手続き上の事でございますので、あくまでも契約は●●年であると解釈して頂ければと思います。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第5回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は9月20日の金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前10時50分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員